公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１３９５号
福岡県宗像市田熊３丁目７番20―301号
債務者　戸上　卓也
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　恭子
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０１１号
福岡市早良区弥生２丁目３番７―406号、前住所福岡市早良区昭代１丁目19番21―205号
債務者　井手上栄子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　大祐
4　破産債権の届出期間　平成23年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７８６号
仙台市泉区高森４丁目２番地の114
債務者　立島　正博
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月２日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
福島市鎌田字樋口17番地の１　ファミール202号
債務者　本多　信勝
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤井　　功
4　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１９８１号
福岡県宗像市須恵１丁目７番14号
債務者　長門　宏幸
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　令枝
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３４号
山口県宇部市岬町２丁目12番25号
債務者　杉浦　旭美
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　久典
4　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３２４号
徳島県板野郡松茂町中喜来字稲本216番地１、旧住所徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚68番地
債務者　宮崎　眞次
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大道　　晋
4　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月26日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１３号
愛媛県松山市白水台１丁目８番地10
債務者　武田　佳子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑野　雅紀
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４０６号
名古屋市名東区本郷３丁目120番地　405号
債務者　ブティックイマニシこと　今西　茂實
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　　聖
4　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７１号
茨城県取手市寺田4698番地４、前住所茨城県取手市新取手１丁目41番２号
債務者　飯塚　真弓（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白岩　大樹
4　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
和歌山県有田市港町657番地
債務者　アズ美容室こと　中尾　武司
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　武志
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３６２号
盛岡市本宮字稲荷25番地２　シャローム本宮203号
債務者　芳門　千恵
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　大介
4　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６７３号
神奈川県小田原市永塚220番地の２
債務者　髙田　智之
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙梨　陽輝
4　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２８７６号
札幌市北区篠路３条６丁目５番１―1008号
債務者　高橋　　望
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　亜林
4　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部